平成２４年（フ）第２１号
仙台市青葉区立町６番８―409号
債務者　小野澤　恵（旧姓小田切）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町２丁目２番21号
債務者　伊藤　裕治
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第８号
宮城県角田市神次郎字中田22番地１　すまいる七番館203号室
債務者　大佐賀　顕
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１０号
宮城県大崎市古川駅東２―48　パステールハウスＢ101、住民票上の住所宮城県大崎市古川諏訪１丁目３番57号
債務者　中村　由衣
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
宮城県石巻市和渕字小金袋三番27番地４、前住所宮城県石巻市須江字しらさぎ台２丁目６番地４
債務者　渡邊　礼子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
茨城県ひたちなか市大字稲田1114番地　市営鹿島台アパート46号
債務者　鹿志村きよ子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号
茨城県水戸市若宮２丁目４番１号　レオパレス21サンライズ城東205号
債務者　栗崎　裕香（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６１号
茨城県水戸市見川５丁目384番地の６　グリーンヒル102号
債務者　今泉　真悠
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
茨城県猿島郡境町大字蛇池576番地
債務者　鹿久保真弓
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２号
茨城県古河市仁連2034番地31
債務者　村野　宏和
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５号
茨城県猿島郡境町大字蛇池528番地３、前住所千葉県野田市中戸66番地７
債務者　大沼　雄三
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１７号
茨城県結城郡八千代町大字佐野805番地
債務者　幸田　教男
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８号
茨城県結城郡八千代町大字佐野805番地
債務者　幸田　純子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１９号
茨城県結城郡八千代町大字佐野805番地
債務者　幸田　輝久
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２９号
茨城県坂東市岩井3453番地４　富士ハイツ202、前住所茨城県坂東市辺田1111番地45レオパレスやまゆり105号
債務者　中村　光次
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０号
茨城県古河市仁連1467番地17
債務者　武士俣登志男
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５８５号
金沢市藤江南２丁目75番地１、従前の住所金沢市末町12の53番地、従前々の住所石川県羽咋市千里浜町ソ７番地34
債務者　山口　優子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
金沢地方裁判所